

議第六十号

木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担の変更について

木曾川右岸流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について（平成二十八年三月議第六十八号議決）を次のとおり変更し、平成三十一年十月一日以後の維持管理等に要する費用に係る負担から適用するものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

二中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。